

令和4年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和4年12月 6日 午前10：00

○散 会 午後 3：24

○出席議員（18名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博
10番 鈴 木 司	11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人
13番 西 村 武	14番 鏡 仁 志	15番 菅 原 龍太郎
16番 伊 勢 潤	17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
税 務 課 長 櫻 庭 仁	地 域 づ くり 課 長 渡 会 満
商工観光振興課長 鈴 木 和 徳	都 市 建 設 課 長 佐 々 木 涉
教育総務課長 斉 藤 栄 子	教 育 監 三 戸 智 佳

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄	議会事務局次長 宮 崎 久 春
----------------	-----------------



令和4年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和4年12月 6日（2日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、16番伊勢 潤議員、3番藤原仁美議員、10番鈴木 司議員、15番菅原龍太郎議員の順に行います。

16番伊勢 潤議員の発言を許します。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） おはようございます。16番伊勢 潤でございます。

傍聴席の皆様、お寒い中、朝早くからお疲れ様でございます。

さて、本定例会の場において一般質問の機会を与您にいただきましたことに感謝申し上げます。私からは、大きく2項目5点について、通告書に従い質問させていただきます。

初めに、G I G Aスクール構想の実現に向けた取組の進捗状況、今後についてお尋ねします。

令和元年度から国のG I G Aスクール構想の実現に向けた取組が始まり、当初は4年間かけてI C T環境整備を進める予定でしたが、コロナ禍への対応のため計画を大幅に前倒して3年短縮され、児童生徒の1人1台端末及び通信ネットワーク等の学校I C T環境のもとでの新しい学びが開始されています。環境整備のフェーズから利活用推進のフェーズに入り、特設ウェブサイト「S t u D X S t y l e」でも各教科等の指導について様々な活用事例が紹介され、I C T活用教育アドバイザー事務局による、全国の自治体等のワンストップ相談窓口も開設されました。

令和6年度からのデジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェアの本格導入

に向け、様々な調査研究が行われており、令和5年度文部科学省概算要求でも、G I G Aスクール構想の着実な推進と学校D Xの加速を目指し、リーディングD Xスクール事業、学校D X戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業などを盛り込み、課題とされている自治体間・学校間の端末活用の格差、1人1台端末を前提とした教育課程上の工夫や指導技術が十分に確立されていないなどの問題解決に向け、全国的な支援を行うとしています。

本市では今年度、学校I C T環境活用支援事業として、I C T支援員の配置、タブレット端末給電アダプタ整備事業が実施され、週末・長期休業時の端末の持ち帰り、アプリケーションを利用した課題の取組、プログラミング授業等が行われているところです。

しかし、新しい取組でもあり、指導者側も慣れていないためか、実際の授業の中での活用状況に対して、児童生徒保護者から不安の声が聞かれています。

現在のG I G Aスクール構想による教育I C T環境の整備は手段であり、児童生徒がS o c i e t y 5.0時代の中で求められる力を身につけることが目的と考えたとき、教育現場、家庭学習での端末活用の日常化は待ったなしの状況であり、指導者にも教育課程上の工夫や指導技術が求められます。この観点からお伺いします。

本市のG I G Aスクール構想の進捗状況、I C T活用教育アドバイザーへの相談実績、活用状況と、今後のG I G Aスクール構想における学びの充実に向けた取組についてお聞かせください。

もちろん、児童生徒が適切に安心・安全に利用できる環境を築くためには、学校教育現場だけではなく、地域、保護者の理解、協力が得られなければ実現することはできません。我ら大人が情報モラル教育を含めた正しい利用法等を学び、指導できるようになるためには、より具体的で明確なスケジュールを示し、地域、保護者への丁寧な説明が必要と考えますが、この点について教育長のご所見をお聞かせください。

また、コロナ禍の影響のために早まったI C T環境整備事業、1人1台端末の整備であり、遠隔授業、オンラインによる対面授業を想定してのことだと認識しています。以前、同僚議員が一般質問した際の当局の答弁でもオンラインの対面授業について触れられていましたが、まだ実証実験は行われていないと聞いています。

オンライン授業は、非常時等で学校に通えない状況になった場合においても学習の機会を損失することがない、活用の仕方によっては、病気等の事情で登校できない状況の

生徒であっても授業を受けることができる等のメリットがある一方、体験学習が必要な授業には不向きであったり、生徒同士の交流は深めにくいなどのデメリットもあります。しかし、災害や感染症等の非常事態における児童生徒の学びの保証のためには、遠隔授業、オンラインによる対面授業の実証実験、定期的な実施が必要と考えるものですが、当局のご所見をお聞かせください。

次に、児童生徒の携行品の重さや量への配慮、いわゆる「置き勉」についてお尋ねします。

年々重くなる教科書や教材、さらには学用品、体育用品等の持ち帰りによる過重で、肩や腰、脊柱への変形が子どもの成長に悪影響を及ぼす可能性があることを問題として、平成30年9月、文部科学省より児童生徒の携行品の重さや量への配慮として、家庭学習等で使わない教材は学校において帰る、いわゆる「置き勉」についての通知がありました。実際の工夫例も示され、各学校での検討、工夫、保護者との連携、地域の実情に合わせた適切な配慮を求めるもので、本市の各学校においてもその取組が行われているということでした。

しかし、学年によっても携行品が異なるためムラがあり、各学校、現場に任せられているというのが現状で、保護者からは、この取組が行われている実感がわからないという声が聞かれています。自転車通学の生徒では、重たいスクールバッグにより重心が高くなってしまい、危険な場面も見られるということです。また、タブレット端末の持ち帰りのために、児童生徒が個人で端末用のバッグ等を購入、利用したりしているとも聞いております。

今後、ICT端末の家庭学習での活用の日常化、デジタル教科書等の導入においては紙の教科書との併用が基本とされており、子どもたちの安全な通学のために、また、健やかな成長の妨げにならないように、改めて児童生徒の携行品の重さや量について内容を検討、保護者との連携、児童生徒への指導が必要と考えるものですが、現在の本市の各学校の状況と今後の対応について、当局のご所見をお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

それでは、16番伊勢 潤議員の一般質問の1つ目「G I G Aスクール構想について」お答えいたします。

ご質問の1点目「本市のGIGAスクール構想の進捗状況並びにICT活用教育アドバイザーへの相談実績及び活用状況について」お答えいたします。

まず、本市のGIGAスクール構想の進捗状況については、令和3年度に児童生徒1人1台のタブレット端末や電子黒板の整備を進めております。また、通信環境が整っていない家庭にモバイルルータを貸し出し、各校においてタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施しており、現在はタブレット端末を活用した授業の充実に向けた支援を継続しております。

次に、ICT活用教育アドバイザーへの相談実績及び活用状況についてでありますがお尋ねのICT活用教育アドバイザー事業は、文部科学省委託事業であり、自治体や教育委員会などからの相談や問合せを対象としているもので、これまで本市では活用はしていません。

本市では、学校現場への直接的な支援のために、まずはICT支援員を中学校区に1名ずつ配置しており、ICTの日常的な利活用の促進を図っております。支援員は、実際に授業に入って、担任や児童生徒の操作の活用支援を行ったり、トラブルに対応したりするほか、授業前後には、設定段階での困り事や効果的な活用方法などの相談にその都度対応しております。

ICTに関して得意な教職員がいる一方、不慣れな教職員もいるため、引き続き個々の実態に応じた支援や研修が必要であり、ICT支援員同士が毎月1回、情報交換と研修をする機会を設け、各校における活用が円滑に進むよう有効な手立てを共有するなど、より具体的な対応を進めております。

このほか、これまで市内の全教職員を対象としたICT活用に関する研修を実施しておりますが、今後も、先進校の事例や市内各校の先進的な取組を基にした研修会を設けていくことを想定しております。

次に、ご質問の2点目「GIGAスクールにおける学びの充実に向けた取組について」お答えいたします。

市内各校においては、タブレット端末を用いた授業が日々展開されております。タブレット端末は、各教科の狙いの達成のために学習ツールとして使用しているほか、児童生徒の意見交換、意見交流、説明資料、動画撮影用として活用しております。具体的な例を挙げますと、タブレット端末にプレゼン資料を表示し発表をし合ったり、活動の様子を撮影し互いに見合ったりしております。各校における授業実践の中で、児童生徒が



確かな学力を身につけるためのツールとして有効な活用について研究し、積極的にICTを取り入れる例が増えております。

運用開始から2年目の今年度は、各校での有効な取組を市が情報収集し、市内9校での共有化を図ります。今後、活用事例の紹介、タブレット端末を介した他校との連携、AIドリルによる苦手分野への対応等を進めてまいります。

次に、ご質問の3点目「地域、保護者への説明について」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、児童生徒がICTを適切に安全・安心に利用できる環境を築くためには、学校や家庭だけにとどまらず地域社会全体の理解と支援が必要であると考えます。特に、スマートフォンやタブレット端末等の普及により、情報モラル教育の重要性が一層高まっております。

本市では、各校において、児童生徒に対して年1回、外部講師を招いての情報モラルに関する講演会や道徳科の授業でのモラル等に関する学習を行っております。保護者向けには、PTA懇談の際に研修会を実施したり、長期休業前には学校報でSNS等の注意喚起を行ったりしております。

また、本市におけるICT活用の状況については、昨年度から、広報かたがみに年数回の特集ページを設け、広く情報発信に努めてきたところであります。

今後も、児童生徒がICTを適切かつ安全に使いこなすことができるよう、情報の受け取り方や発信の仕方、ネットリテラシー等の情報活用能力の育成や健康面の配慮に関する講習会の実施を継続して行うほか、保護者のみならず地域の方々に向けての情報発信や啓発を進めてまいります。また、その際には、オンライン交流等の積極的な活用にも努めてまいります。

次に、ご質問の4点目「遠隔授業、オンラインによる対面授業について」お答えいたします。

タブレット端末が1人1台整備されたことにより、学校内だけでなく、通信環境次第では学校以外の場所での活用が可能になります。その一つが各家庭におけるオンラインによる対面授業であります。

現在、校内におけるオンライン会議システムの試行や、欠席者が自宅において視聴できるような授業配信に取り組んでいる学校もあります。今後、各校において、臨時休校や非常時に向けた実証実験を行うとともに、事情により登校できない子どもたちのために、効果的で定期的な実施に向けた体制づくりを進めてまいります。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 16番伊勢 潤議員の一般質問の2つ目「児童生徒の携行品の重さや量への配慮について」お答えいたします。

学校教育においては、児童生徒の安全・安心はもとより、心身の健全な発達についても教育の根幹を成すものであり、重要視しているところであります。

議員ご指摘のとおり、平成30年度に文部科学省から「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通達があり、その内容については、市教育委員会から市内各校に周知しております。

携行品については、各校で毎年、年度当初に見直しを図り、児童生徒と内容について確認の上、保護者にお知らせしております。

また、日常的に学校に置いていく学用品等については、児童生徒の発達段階や教科の特性、使用頻度、分量等に応じて配慮しており、実際には教室ロッカー等に複数の教科書、資料、ファイル等を置いております。

さらに、長期休業前後には、持ち帰る携行品が過度の負担にならないように計画的な持ち帰りを指導するとともに、児童が持ち帰るには困難な携行品については、保護者とともに持ち帰る等、協力をお願いしております。

この先、デジタル教科書の導入が進められても、当面は紙の教科書を持ち帰ることが続きますので、今後も保護者と連携しながら、児童生徒の携行品の重さや量について適切に配慮してまいります。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員、再質問ありますか。16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 質問の1点目、G I G Aスクール構想の進捗状況と、I C T活用教育アドバイザーの相談実績、活用状況についてのところなんですけども、I C T活用教育アドバイザーへの相談実績のところ、本市ではできない、されていないということでしたが、ホームページ上からできるものというふうに思っていたが、そういうものではないのでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問にお答えをいたします。

この文部科学省で行っているI C T活用教育アドバイザーの活用については、今議員がおっしゃったようにホームページ上でも、また、電話等でもできるものでございます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） そういった中で、教員たちがウェブサイトを使って、指導のその工夫だったりとか、その指導技術を学ぶためにとか修得するために活用するというふうな、活用してくださいみたいなことっていうのは、できないものでしょうか。実際かなり、先ほど教育長の答弁にもありましたように、得手不得手、ICT機器に対しての得手不得手というものがあると思うんですね。私が聞いた中では、やはりPTAの授業参観等に行った際に、ちょっとなかなかうまくこう授業が運べないでいる先生がいたりとかっていうふうなお話も伺ったんです。そういった中で、指導方法について、ある程度明確に技術が習得できているというところと、そのICT支援員による技術的なサポートがあれば、よりスムーズに行くのではないかなと思って、こういうふうなものを活用していただけてるのかなと思っていましたが、そういった指導みたいなものは、教育委員会からは各校にはされていないものでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁させていただいたとおり、今の段階では、この文科省のサイトへのアクセスだったりということでご相談はしておりません。それは、そしてもう一つは、学校への各学校の実態に応じた支援ということは、私ども、まずはその支援員を配置すること、それからこちらの担当の指導主事が学校の担当と常に連絡を取って、ご相談を受けたことに指導していったりというようなことが日常的に、私たち教育委員会としてはしているわけです。

つまり何を申し上げたいかということ、今、私たちは、初めて使った教職員もいれば、長けている教職員もいる中で、長けている教職員でもそのときの教室のネット環境だったり、いろいろなトラブルがあって使えないで、いろいろな状況がある中で、それをまずは具体的に解決していく。その先に、いろいろな有効な授業のレベルアップのための活用、それが主に文部科学省のサイトで授業をレベルアップするためのアドバイスということがいただけるわけですので、まずはしっかり足元を固めて、活用できる教職員、学校全てが差がなく使えるような環境ということを整えていきたい。そういった私どもの事業の趣旨から、支援員をきちんと学校に入れて、活用ができるようにしていくというふうな段階であるということでございます。

ですので、文部科学省のアドバイザー事業は、この先、私どもが、先ほどもお話したように、自治体、教育委員会がアクセスしてアドバイスを受けるというようなタイプの

事業として、学校から直接っていうことはできませんから、私たちが学校にとって必要な授業改善が今ここの段階まで来たので、これはできるというようなところまでいけば、そういった活用をしていくべき段階がこの先に逆に必要だと思っております。

2年度、それから3年度、2年度に補正でお願いして、3年度、そして今4年度と、配置して授業での活用が今、全ての学校でできるようになってきた。それをレベルアップしていくために活用する、そういったための事業であるというふうに承知しております。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 現在の潟上市の各校の状況においては、指導技術の前に環境整備の方が、実際にトラブルが授業中に起きてしまうのかな、そういうところでまだ整っていない。今、整いつつある。で、次の段階に進むところに来ているというふうな答弁でよかったのかなというふうに認識しました。

で、私も先ほど一番最初の質問の中で言ったように、令和6年度にはデジタル教科書というものが入ってくることになるのではないかなというふうに思っておりますが、教科書改訂もありますので。あと1年ちょっとしかない話なのかなというふうに私は思っています。その中でやはり保護者からこういうふうな不安の声が出るっていうのは、子どもたちが何やってるか分からないというのもあったりとかして、そういうふうな声も出る中でこういうふうな意見をいただいたものですが、その指導技術の修得をこの先やっていくにおいて、こういった国の事業等も活用していただければよいのかなというふうに思っております。

やっぱりこの先、その指導者にも教育課程上の工夫というところで、ICT支援員の配置だけではなくて、もう一步工夫が必要になるのではないかなというふうに思っております。で、質問の中にありました令和5年度の概要の中にもありましたけども、学びの充実に向けた取組として、リーディングDXスクール事業等々、いろいろこう支援事業があります。そういったものというのは、自治体で決められるものではないのかもしれないんですが、活用の検討などはされたものでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず何よりも、そのタブレット端末を使用して学習を深めていく子どもたち、児童生徒にとって不安がなく、そして保護者の方たちにもきちんとご不安なくご理解いただけ

るように進めていくためには、今ご指摘のようなしっかりとしたステップを踏んだ、見直しをもって、そういったことを明確にお示ししながら事業を進めていく必要があると考えております。その中で、そういった国の今後の展開される、これまで展開されてきた事業、それから計画されている事業等をきちんと研究しておりますので、こういったことがどういった入れ方をしていくかっていうことは、また私どもまた検討させていただきますけれども、当然そういったことも活用の一つとして視野に入れて今後も取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 地域と保護者への説明というところに移りたいと思います。

先ほど教育長もおっしゃったように、全体の支援が必要と考えるというふうなお話でした。また、年1回、外部講師を呼んで説明、子どもたちに説明をされたりとか、あと、保護者に対してはPTAの懇談会、あとSNSの使用の注意喚起をされているということでした。

PTAの懇談会という中で、保護者への説明の機会というのはあるのかもしれないんですけども、実際こうコロナ禍において、その感染症の観点から懇談会に参加される保護者も少なかったりとか、まあ全員参加というの昔から余りされてないというのが実情ですので、そういう中で、その学校での端末の活用の状況を知る機会がなかった保護者というの少なくともないかと思えます。で、まあなぜこういう保護者からの不安の声上がるのかというふうな話のところに戻るんですけども、要は保護者たちも、子どもたちがどのように学習しているのか、タブレット端末、そのICTを活用した授業というものに対してイメージがわからないというところがあるんでないかなと思っております。

実際にホームページ等に掲載して、広報に掲載してというふうなお話もありましたけれども、ICT活用を経営の重点や研究目標にしてホームページに掲載している学校は、全校では潟上市はありませんでした。実際には、ホームページに載っかってる、まあ言葉だけで検索したところでは、出戸小学校、追分小学校、飯田川小学校、東湖小学校、羽城中学校はタブレットの利点について、あと東湖小学校。天王中学校、天王小学校は掲載されていない、大豊小学校も。というふうな状況です。

で、保護者世代ですと、やはりネットを活用して情報を収集するということがあるかと思うんですが、そういった中でも市のホームページを検索してもGIGAスクールでもICTでもヒットしないというのが実際なわけで、その中で、じゃあどこに聞けば分

かるんだ、まあ学校に電話して聞けば分かるのかもしれないですけども、そういった点で改めてこう見えるように、そのスケジュールというか、その後のICT活用を前提とした子どもたちの学習がどのように進んでいくのかというのを、保護者に明確に示すという機会があってもいいと思ったんですね。そういったところは、その学校の懇談会で説明したりとかされているものでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問にお答えをいたします。

地域、保護者、特にまず保護者の方への説明ということに中心に質問いただいたと思いますけれども、質問をお聞きしていて、まだまだ、私どももそういった情報発信に努めてきたつもりではありますけれども、確かにいろいろな今後工夫していけるところはあるなどと思ってお聞きをしておりました。学校のホームページ等で、いろいろな保護者の方々が何にアクセスしていただけるかっていうことは、また多様であると思いますので、私どもも紙の学校報であったり、紙の市の広報かたがみであったり、のほかに、様々なそういったツールを今後活用していくっていうことは、検討していくことが必要かなというふうにお聞きいたしました。

何よりもそういったことで明確に、今お話しいただいたように、お子さんたちがこんなふうに学校で使用していますと、そういったことが見える化される、そして家庭へタブレットを持ち帰ったときに、あ、学校でこういうふうに使っているから家でもこんなふうに自信をもって活用できているんだなというような双方向で実感、学校でもご家庭でも実感できるような取組を進めていきたいと考えます。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） ICTを活用した授業、学びというのは、やはり先ほど教育長もおっしゃったように、保護者、地域を巻き込んで進めていかなければ、なかなか教職員たちだけでは進めるのは困難なものだと思います。皆さん目新しいもので、今、目の前にしましたという段階だと思いますので、その中でどうやって巻き込んでいくかというところでは、ちょっと「StuDX Style」の中にありました資料、資料というかウェブのページでもですね、いろいろこう悩まれている自治体もあるようです。ただ、そういった中で、やはり丁寧に説明をして、丁寧に示してというふうな記事も掲載されていましたので、「StuDX Style」を利用した中で、この後どういうふうに進めていくのか検討していただければなと思います。

余談ですけども、「潟上市ユーチューブ始めました」なんていうのもやってることですし、「教育委員会ユーチューブ始めました」というふうなこともあってもいいのかなというふうに私は思ったりしました。これは提案です。

次に移ります。遠隔授業、オンラインによる対面授業についてです。

やはり質問の中にありましたように、災害に向けてというふうな準備が必要というところで、なかなか、やっただらいいだろうというところではあるものの、実際にオンラインで授業をやるというのは難しいものだというふうに伺っております。その中において、各校で実施に向けて取り組んでいただけるというふうなご答弁をいただきましたので、この後も是非、非常時または病気等で登校することができない児童生徒に向けて、どのような形で学習を提供するのかといった観点から前向きに取り組んでほしいなと思います。すいません、これも質問ではありません。

最後、児童生徒の携行品の重さや量への配慮についてというところで再質問させていただきます。

実際に年1回見直しされているというところ、あと、長期休暇前には保護者にどういったように持ち帰るのか計画していただいて、分散して持ち帰るといったところがあるいろいろな工夫されているのかなというふうに思いました。ただ、最初の質問の中にありましたように、タブレット端末が加わったことで考えなければいけないところがあるというか、実際タブレット端末、そこそこ重量があるらしいというふうに伺ってます。実際キーボードがついてるものなので、まあそうでしょうというふうに思うんですけども、その中でタブレット端末専用のバッグを購入して利用してるとかという児童がいるというのも事実のようですので、そうなった場合、やはり携行品が増えるというふうな方向に動いていくのかなと思ったときに、今、持ち帰りって結構やられてますよね、週3回とかというレベルでやられてるというふうに聞いてるんですが、早めに対処すべきところなのではないかなというふうに感じているんですけども、その年1回を待たずして。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えをいたします。

先ほど部長が答弁いたしましたとおり、年度当初にはきちんと見直しをして、そして子どもたちがそれに何は置いて、何は持ち帰るといったことに納得をし、保護者の方にもきちんと伝わるということは必要だと思います。ですからこれは年1回。今、議員の

ご指摘のとおり、それで見直しをしていないということではなくて、その都度、携行品が多くなる、これは学年や教科等に、学校によって、その時期によって様々な状況が生じますので、そういった際に見直しをしているということもまた事実でございます。

ただ、子どもたちが、例えば一例を申し上げますと、学習ノートだったり、例えば教科書のほかに資料集だったり、ファイルだったりあります。そのファイルの中から必要な資料だけ持ち帰る。それは自分でこういった家庭学習をしたいからだとか、今週はこのタブレット端末での学習があるから何曜日は何を持ち帰るだとか、そういったことが教職員や保護者から言われたからではなく、児童生徒も納得し、そして自主的、自発的にそういったことの管理ができるように指導していくという、その両方をきちんとしていくことが重要だと改めて考えておりますので、またこういったことについても校長を通じて指導をしてまいりたいと思います。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。

○16番（伊勢 潤） 教育長のおっしゃることは理解できます。自分の携行品ですので自分で判断して、自分で持ち歩くというのは当然だと思いますし、それも学習だというふうに私も思います。

ただ、実際タブレット端末の持ち帰りが頻度が上がってきたのは、ここ最近の話ではないかなというふうに思います。そういったところに対して、年度始めに見直しをされているということでしたけども、そのタブレット端末の持ち帰りの頻度が上がったことによるところでの見直しということは行わなかったものですか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問にお答えをいたします。

年一度のそういった大きな今年1年間のという見直しは、年度当初に、そして、こういった状況の変化に応じた見直しというのは、随時、その学年、それから教科、そういったことに応じて見直しをしているものと承知しております。ですので、今議員がご指摘のことは、最近タブレット端末の持ち帰りが多くなって、回数が増えている、これいいことなんですけれども、それによって全体的にどうなのかっていうことについては、学校できちんと対応しているものと承知しておりますが、これについても改めて確認をして、子どもたちに負担のないように、両輪で進めていくことができるように指導に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 16番伊勢 潤議員。



○16番（伊勢 潤） 各校において、携行品が増えることによって随時見直しをしていくということであれば、今、タブレット端末の持ち帰りが増えたことによって、現場である程度、この後指導されていくものなのかなというふうに思いました。

実際そのタブレット端末重いというところと、実際にそれ専用のバッグを購入してるという児童もいるのも事実のようです。この後、降雪、凍結により手がふさがった状態で危険な場面、転倒のリスクが高まる、登下校で危ないこともあるのではないかなというふうに心配される場所もありますので、是非現場で指導していただきたいなと思いました。

以上で終わります。

○議長（小林 悟） これをもって16番伊勢 潤議員の質問を終わります。

次に、3番藤原仁美議員の発言を許します。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） おはようございます。3番藤原仁美でございます。

傍聴席の皆様お疲れ様でございます。ありがとうございます。

通告に従い、大きく1つにまとめて、子どもの体験活動推進と考える力の向上について質問させていただきます。

2019年12月の発生から3年が経過した今も猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症、ワクチンの接種が進められているとはいえ、その脅威に脅かされながら日々生活しています。3年という期間は、例えば赤ちゃんは上手におしゃべりするようになり、中学生や高校生であれば入学から卒業を迎えるまでと、大きく成長する時間と同様です。思うような体験ができないまま貴重な成長の期間を過ごした子どもたちが大人になったとき、どのような状況が待っているのだろうか考えると不安さえ感じてしまいます。これまで当たり前前にできていたことがことごとく制限され、マスク着用のため、同級生の顔も分からないまま卒業を迎えてしまう子どももいると聞きます。未来を担う子どもたちがそんな成長期を送ることになるとは、誰も予想し得なかった事態です。そして、コロナ禍だけではなく、変化した現代社会では、私たち世代が経験した子ども時代とはまるで違ったものになっているのも事実です。

6月、文部科学大臣が「子供の体験活動推進宣言」を発表し、企業と連携した子どもたちの「リアルな体験」機会の充実を全国規模で推進するため、一緒に子どもたちの体験活動を推進する企業、自治体、教育委員会、青少年団体、NPO等を募集しています。宣言の前文をご紹介します。

「次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要です。しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足しています。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境によって体験機会に格差が生じているとの指摘もあります。今こそ、異年齢交流や職業体験、自然体験、ボランティア体験等、子供たちに豊かな体験機会を提供するため官民が一体となって取り組まねばなりません。」とあります。

本市では既に取り組まれているようにも感じるのですが、異年齢交流は年々機会が減り、職業体験では協力事業所が減少しているとも耳にします。授業の一環で行われていたボランティア体験は、時間の不足などで継続がかなわず、地域との関わりが希薄になっています。そして、休日は部活動やスポ少で多忙な上、地域における子ども会活動は子どもの減少で立ち行かなくなっているなど、幅広い体験活動ができていた子どもは少なくなっているのが現状ではないでしょうか。

令和元年度、国立青少年教育振興機構による「青少年の体験活動等に関する意識調査」では、学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子どもの割合は50パーセント程度にとどまっている現状となっています。一方、体験活動の効果については、自然体験を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなるという傾向があることが伝えられています。

文部科学省の資料では、体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト、地域と学校の連携・協働体制構築事業（コミュニティ・スクールと地域学校協働の一体的推進）などが紹介され、その背景や課題に貧困、障がい、不登校、外国籍等、様々な課題を抱える子どもや特別なニーズのある子どもへの支援が社会的課題であり、予測困難なこれからの社会において、社会全体で学校や子どもたちの成長を支えることが重要と挙げられています。

コミュニティ・スクールは、知ってのとおり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画する学校運営協議会を置く学校で、潟上市は全ての小・中学校に導入されています。

さて、潟上市で育つ子どもたちにはどのような体験活動が提供されているのでしょうか。面積はコンパクトですが、海があり、山があり、豊かな自然に囲まれて、遠くに出かけずとも体験の機会が作れる環境にあります。その機会をいかにして作っていくか。コロ

ナ禍で失われた体験を少しでも多く取り戻してもらうため、既存の団体を含め、いま一度見直してみるために、是非文部科学省の「子供の体験活動推進」に賛同し、市全体で連携体制の構築を目指してはいかがでしょうか。

次に、10月開催の市政協議会で示された令和5年度重点施策推進方針から、未来を見据えた投資を考えていることが読み取れ、期待を感じているところですが、その中から「考える力」について触れさせていただきます。

対話と交流の場を通じ、誰もが知恵を出し合える「考える力」を創造すると掲げられ、主な施策の一つに、NPOやボランティア団体などの市民の主体的な関わりによるまちづくり活動を支援するとともに、自治組織の枠組みについて整理・見直しを検討し、持続可能なコミュニティづくりを推進する、市民主体のまちづくり活動の推進が挙げられています。市民活動を支援してもらえるのはとても喜ばしいことで、活動へのモチベーションになり得るはずです。

しかし、ボランティアには限度があり、人材不足となっているのも事実です。自治会による会議の多くは平日の日中開催されるため、若手の担い手がおらず高齢化しています。婦人会もまた同様で、後に続く世代がないことに悩みを抱えているようです。さきに挙げた子供会は、少子化が進み、活動休止している会が増えています。また、様々な市民団体に所属する現役世代の多くは、それぞれ仕事を持ちながら空いた時間を利用して何とか活動しているのが現状で、ここでも担い手が不足しています。

まちづくりに参画する人材育成のためにも、一人一人が意識を向上する機会が必要ではないでしょうか。そして、活動への理解と悩みを一緒に考える姿勢で、共に目的へ向かう行政の寄り添った支援が求められるのではないのでしょうか。

最後に、9月新聞発表から端を発した学校問題では、これまで広報による報告があったとはいえ、市民にとっては「寝耳に水」といった印象を与えてしまったのは否定できないはずです。現状を知り、課題を見つけ、抱える問題を市民一人一人が自分事と捉え、考え、意見を交わす機会を持てていれば、現状が変わっていたのではないのでしょうか。11月の説明会では、若い保護者の方から「自分たちを巻き込んでほしい」とうれしい意見があったことを記憶しています。また、市民対行政という形の説明会では意見しづらいので、もっと話しやすい場があればとの意見や、子どもを取り巻く環境整備についての困り事など、いろいろな意見も耳にしました。こうした声なき声を聞くために、多世代がそれぞれの立場で意見を交わす機会を定期的に作ってはいかがでしょうか。

地域の核となる学校について考えることは、地域の未来について考えることにもなり、様々な課題を見つけることにつながるはずです。多様な意見を市政に生かすために、行政と市民が協働で考える機会の創出が必要ではないでしょうか。そして、これまで天王・昭和・飯田川と区分分け、地区分けされていましたが、いつまでも旧町体制で物事を進めるのではなく、羽城・天南・天王と中学校区で考えていくべきではないでしょうか。

未来を担う子どもたちの体験や地域を支える活動を支援するために、まちづくりに参画する人材を育成し「考える力」を向上させることが、「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」へとつながるものと信じます。

そこで質問させていただきます。

- 1、コロナ禍で失われた子どもの体験や、子どもの体験格差を補う支援策はありますか。
- 2、子どもの体験活動推進へのお考えはありますか。
- 3、担い手不足の自治会やボランティア団体等への支援はどのように考えていますか。
- 4、まちづくりに参画する人材育成と、市民の意識向上についてどのように考えますか。
- 5、中学校区を核とした定期的な意見交換の機会を作る考えはありますか。

以上、壇上からの質問を終わります。ご答弁のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） それでは、3番藤原仁美議員の一般質問「子どもの体験活動推進と考える力の向上について」お答えいたします。

ご質問の1点目「コロナ禍で失われた子どもの体験や子どもの体験格差を補う支援策について」お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために市民活動や子どもたちの様々な活動に多くの制限があったことは、子どもたちの心身ともに豊かで健かな成長にとって、誰も予想し得なかった影響を与えているものと考えます。

本市の園や学校においては、現在は体験的な活動について実施方法等を見直し、可能な限り直接的な体験学習ができるように工夫しており、一例を申し上げますと、昨年度は中学生のキャリア・スタート・ウィーク事業が中止となって職業体験ができなかったその生徒を対象に企業ガイダンスを行うなど、事業の見直しを図って進めました。今年

度は、市内外の体験可能な施設、そして協力事業所等の連絡を密にして、感染症対策を講じながら中学生のキャリア・スタート・ウィーク事業を実施し、生徒たちは10月下旬に1週間程度の活動を行っております。

また、本市においても公民館を活用した民間企業の出前講座が開催されたり、民間の団体が主催する環境学習講座に市内小・中学生が参加したりと、国全体に民間企業や団体等が積極的に青少年のリアルな体験を豊かにするための取組が少しずつ広まりつつあるものと考えます。

今後も、こうした民間の動きと協働するなど、学校外における子どもたちの体験学習の機会の確保に努めるとともに、学校のカリキュラムにおいては、異学年交流や地域住民との交流、本市の地域性を生かした体験を通して学びの充実に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目「子どもの体験活動推進への考えについて」お答えいたします。

本市は、豊かな自然や農業をはじめとした各種の産業、様々な方面で活躍する地域の人材など、体験学習の素地に恵まれております。

ご質問の「体験活動の推進」についてであります。本市においては、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進の枠組みが、これが整いつつあり、こうした枠組みの中で、体験活動が可能な施設や団体、生涯学習人材ボランティア等について、総合的に見直しを進めているところであります。今後は、文部科学省が示した宣言の趣旨も踏まえて検討してまいります。

その際に、市内の特色ある企業との連携のほか、本市沖で展開される予定の洋上風力発電や、海岸線に沿って立ち並ぶ風力発電をテーマにした環境学習など、本市ならではの新たな教材や学びの場の創出に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 次に、ご質問の3点目「担い手不足の自治会やボランティア団体等への支援の考え方について」お答えいたします。

まちづくり活動を推進する上で、自治会等のコミュニティ組織が果たす役割の重要性やボランティア団体等の必要性については、十分認識しております。その活動を支援するため、「自治会活動推進費補助金」や「まちづくり団体活動助成金」、生涯学習やスポーツ振興等に関する各種補助制度を設けており、今後も継続して支援してまいります。

また、急速な人口減少や少子高齢化が進む中で、自治会等の担い手不足も深刻な問題となっており、今後も単一の組織での活動が困難となる組織が増加することが想定され

ます。そのため、自治会組織の枠組みについて整理・見直しを検討するとともに、地域から新たに広域で活動する組織の立上げの要望もあることから、自治会等と協議をしながら、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた取組を推進してまいります。

次に、ご質問の4点目の「まちづくりに参画する人材育成と、市民の意識向上について」と、5点目の「中学校区を核として定期的な意見交換の機会創出の考えについて」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

本市では、市民参画・協働に基づくまちづくりを目標に、基本となる考え方やルールなどを自治基本条例に定め、市民のまちづくりへの参画を得られるよう意識向上や機運の醸成に努めております。また、市民の主体的な関わりを後押しするため、NPOや各種団体などの活動への支援を通じて、各分野における人材の育成を図ってまいります。

さらに、中学校区を核とした定期的な意見交換の機会創出については、現在進めているこれら取組を継続しつつ、各校の学校運営協議会組織を活用した機会の創出も含め、旧町の区域にとらわれず、より多くの市民からまちづくりに参画いただける環境の構築に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員、再質問ありますか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 答弁ありがとうございます。

コロナ禍で失われた子どもの体験については、そうですね、中学生のキャリア・スタート・ウィークを例に答弁いただきまして、企業ガイダンスには私もちょっと見学させていただいて様子は拝見させていただいております。企業ガイダンスに申し出てくださる企業がちょっと少ないというような現場のお話も聞いております。特に潟上市内の企業が少なくってというようなお話も聞いていて、そういう点では、体験活動についてなかなかこううまく進んでいないのかなという懸念も感じたりしております。

コミスク、コミュニティ・スクールについて整いつつあるというお話もありましたが、それも現場においては、なかなかその地域に浸透できていなくてというような意見もあります。その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林 悟） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 再質問にお答えいたします。

2つあったかと思えますけれども、1つ目の、例えば一例を申し上げますと、その企業ガイダンスであったり、キャリア・スタート・ウィーク、これ中学生対象の体験を通じた学びでございますけれども、市内企業へのそういった周知であったり、掘り起こし

であったりということは、市長部局の様々な担当にもご協力いただいて開拓に努めているところではありますが、まあ言い訳ではありませんけれども、コロナ禍ということもあって企業さんの方で二の足を踏まれているということもあって、今まだ、去年、今年と進めてきて、今後検討して粘り強く継続していくべきと思っております。市内にこだわらず、市内外を含めて、そういった企業さんのご協力は求めていく。子どもたちが広い社会に様々な職業があるということに触れる機会を創出していきたいと思っております。

それから、2点目のコミスクについては、議員ご指摘のとおり、まだこれも一步一步段階を踏んでいるところであり、これが制度自体がコミスクの学校運営協議会の委員さんたちがまずしっかりとご理解くださり、それが様々な主だった方々に、それぞれの団体の代表の方だったり来てくださってるので、それぞれの組織に伝わっていき、そして保護者、地域へと伝わっていくためには、私たちも粘り強く、今、うまく回ってるとは、大変よくいってるとは私も先ほど申し上げたのでなくて、今その一步一步進んでいるところでもありますので、そういった地域への浸透ということをご指摘いただきましたけれども、今後様々な、例えばこういった直接的な体験活動を子どもたちに豊かに体験させるにはっていうようなことを逆に問題提起などしながら、地域の皆様に参画していただけるような、そういった組織の活性化というものに努めてまいりたいと思っております。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。コミュニティ・スクールの活用については、中学生のキャリア・スタート・ウィークにも協力していただけるような地域ぐるみの機会だと思っております。組織だと思っております。是非、地域に浸透させていただきたいなど。これまで以上に地域にも理解をいただいて、委員の方々には是非協力していただくように助言いただければなと思っております。宜しくお願いします。

次に、まちづくりに対して、まちづくりと、あとは担い手不足の自治会等、市民団体、市民の考える力向上について、まとめてすみません、質問させていただきます。

機運の醸成に努めているという回答がありましたが、なかなかその機運の醸成に努めるっていうのは、一方的な発信では難しいと思うのですが、発信の仕方はどのように努めていらっしゃるのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

まちづくりに対する機運の醸成についてでございますが、まちづくり、自治基本条例の中で3つの基本方針を定めておりまして、そういったその方針を踏まえて、広報、ホームページ等で機運が醸成されるようなPRをしているところでございます。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 機運の醸成については、もちろん市民それぞれがいろんな機会に触れることが大事ななというふうにも思っております。テーマは様々に広がって、いろんなところにテーマがあると考えます。それを踏まえた上で、人材育成もしくは意識向上につながるようなその意見交換の機会を是非民間と一緒に作っていただきたいと思っておりますが、もう一度お答えいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

様々のそのまちづくりに参画するような取組ということのご質問でございますが、先ほどの答弁いたしましたように、市民のまちづくりの主体的な関わりを後押しするために様々活動の支援を行っております。そういった支援も含めまして、現在行われている様々な団体の取組等を後押ししつつ、中学校を核とした定期的な意見交換というお話が藤原議員からご提案されておりますので、各学校の学校運営協議会の組織を活用した機会の創出も含めて、この後、市民がまちづくりに参画していただけるような環境の構築に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小林 悟） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。是非、地域に散らばっている課題、様々な課題について、市民と寄り添う姿勢をもって考えていければなというふうに思っております。今後とも宜しく願いして、私の質問を終わります。

○議長（小林 悟） これをもって3番藤原仁美議員の質問を終わります。

皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、暫時休憩しながら、これもう時間がまだ若干あるんですけども、午後からにしますか。

（「午後からやれ」の声あり）

○議長（小林 悟） 今これから休憩も入りますんで、やっぱり午後からの方が適切だと思います。

それでは午後1時半からの再開としますので、暫時休憩します。



午前 11時17分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、7番堀井克見議員より早退の連絡がありましたので、ご報告いたします。

次に、10番鈴木 司議員の発言を許します。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） はじめに、今回の一般質問に当たり、市当局並びに議員各位には大変貴重な時間をお借りし諸準備に当たられましたことに感謝申し上げます。

それでは、私の質問の1点目、洋上風力について、2点目、中学校の部活動の地域移行について、これについて通告に従って質問いたします。

洋上風力発電についてなんですが、質問の1点目としては、洋上風力発電事業における固定資産税の増収についてというふうなことであります。質問要旨に書いてあるとおりなんです。2番目が発電所の保安全管理業務を担う電気技術者、洋上風力の技術者等のいわゆる人材育成についてというふうなことが2点目なってます。

それから、中学校の部活動移行ということでは、スポーツ庁のいわゆる有識者会議においての策定を求めている推進計画についての進捗状況、これについて伺うものです。2つ目が指導者の確保と処遇、それから資格取得等について伺います。3番目が問題発生の場合の責任所在等について伺うと、このことであります。

それでは、洋上風力発電についてであります。

今定例会において、鈴木市長より、本市を含む「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」が国から洋上風力発電施設を優先的に整備する「促進区域」に指定されたとの報告がありました。今後は、県内5例目の促進地域として、当該区域に関わる海洋再生エネルギー発電事業を行うべき事業者を選定するための公募が行われるとのことであります。

国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すとしており、その実現に向けて、洋上風力発電など再生可能エネルギーを大量導入する方針を示しております。

これらの動きの中で、現在、国の公募で発電事業者に選ばれた三菱商事を中心とする企業連合が由利本荘沖などでの風車建設に向けた作業に着手しております。また、秋田・能代の両港湾でも、別の業者が風車33基を設置し、年内にも大規模な商業運転を始める見通しとのことであります。

については、今後、「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」において洋上風力発電事業が進展していく中で、地元事業者の参画・参入及び雇用の拡大、漁業への影響など想定される課題等について、市長はどのように対応していく考えなのか伺います。

1つ目は先ほど話したように、その固定資産税の関係です。

2つ目が技術者支援、人材育成に関わる場所の支援についてであります。

それから、2つ目が中学校の部活動移行についてであります。

少子化や教員の多忙化を背景に、中学校の部活動について、国の有識者会議では2025年度までに段階的に中学校部活動の休日の運営主体を学校から地域の諸団体に移行すべきと提言しております。これにより、23年度から25年度までの3年間を改革集中期間と位置づけ、自治体には、実現への行程をまとめた「推進計画」の策定を求めています。

これらの背景には、少子高齢化の進展による部員数の減少に加え、教員の長時間労働の解消が喫緊の課題となっていることなどが挙げられます。天王中学校にあっては、かつて多数の部員を抱えた野球やサッカーなどでも、クラブチームに所属する生徒もいたりして部員数が顕著に減少し、中体連等の大会でも出場がかなわなかったり、他校との合同チームを組まざるを得ない場合もあるとのことであります。生徒たちが継続してスポーツに親しむことのできる環境整備が必要としておりますが、指導者確保の課題等も相まって簡単には進まないというのが関係者の共通認識となっております。

一方で、指導者が以前から外部コーチを務めていて、学校や保護者と連携ができていて、地域に根差した指導者がいる部活もあります。体育協会、スポーツ協会の傘下にある競技や、運営主体となり得るスポーツ団体の有無など、地域ごとの事情に応じた柔軟な対応が求められます。持続可能な部活への道筋づくりには、保護者を含めた住民や行政など、地域全体の支援体制が必要と考えます。

本市中学校部活動の地域移行の取組について、現状と課題、そして今後の方向性等について伺います。

1つ目が推進計画の策定状況、取組状況について。

2つ目がクラブチーム等々の地域移行が可能な指導者の確保、処遇について。

それから、いわゆる責任の所在等について伺うものであります。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 10番鈴木 司議員の一般質問の1つ目「洋上風力発電について」お答えいたします。

ご質問の1点目「洋上風力発電事業による固定資産税の増収について」お答えいたします。

本市沖を含む男鹿市、潟上市及び秋田市沖における風力発電事業については、海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を選定するための公募開始前であるため、詳細は決まっておりますが、固定資産税については、市町村の区域がその地域に接する領海に及ぶものとされていることから、償却資産に係る固定資産税の増収を想定しております。今後行われる公募を経て、発電事業者が決定した際には、その事業内容により一定程度の試算が可能になるものと考えております。

また、本海域での洋上風力発電事業は3つの市にまたがっており、各市がそれぞれ固定資産税の課税を行うこととなります。その取扱いについては、市町村の区域が及ぶものとされている領海における境界が明確ではないため、先行事例などを調査研究するとともに、関係自治体と協議しながら適切に対応してまいります。

次に、ご質問の2点目「発電所の保安管理業務を担う電気技術者や洋上風車へ技術者を運ぶ作業船の乗組員等の人材育成等について」お答えいたします。

これらの人材育成につきましては、県が平成28年にプロジェクトチームを立ち上げ、大学、企業、有識者、発電事業者など産学官が連携して取り組んでおり、秋田大学や秋田県立大学では風力発電に関する講座が開設されております。

また、県では、工業高校等において出前講座などを実施し、技術者の早期育成と若者の県内定着を図るための取組を行っているほか、県内企業に対しては、メンテナンスを行う上で必要となる各種資格取得に係る経費の一部を補助しております。

一方、本市では、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会」において、地元企業等の活用や関連産業の誘致等について意見しており、洋上風力発電事業の実施に伴い必要となる監視船や乗組員等についても、県や事業者との面談等、様々な機会を通じて、可能な限り地元の漁船や漁師の方々を活用していただくよう要望しております。

また、公募後、選定される発電事業者に対しては、地域貢献策としての人材育成等を求めていくことで地域の雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 10番、鈴木 司議員の一般質問の2つ目「中学校の部活動地域

移行について」お答えいたします。

ご質問の1点目「中学校の部活動地域移行に係る推進計画について」お答えいたします。

現在、スポーツ庁及び文化庁は、少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の改革に取り組むこととし、今年度、運動部活動及び文化部活動のガイドラインを全面的に改訂する予定であり、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、地域の持続可能で多様な環境を整備することや、生徒の体験格差を解消することなどが示されております。

また、ガイドライン案では、令和5年度から7年度までの3年間で改革集中期間とされていることから、本市では、令和5年度に部活動の地域移行化に関する関係者協議会を開催し、本市の実情に応じた部活動地域移行の在り方を検討して計画案を作成する予定であります。その際は、令和3年度と4年度の2か年で先行して取り組んだ自治体の事例等を参考にしながら、地域と学校が連携して、可能な種目から順次取り組んでいくことを想定しております。

次に、ご質問の2点目「指導者の確保と処遇及び資格取得等についての基本的な考え方について」お答えいたします。

部活動の地域移行を進めるためには、現在市内で活動しているスポーツ少年団やクラブチーム、民間事業者などと連携して指導者や活動場所を確保していくことが必要となります。

指導者の確保に当たっては、現在、各中学校の部活動に携わっている地域の指導者や、市内の各団体で競技や指導に携わっている方が中心になるものと想定しておりますが、その処遇や指導資格の取得等については、関係団体との協議を進めていく予定であります。

次に、ご質問の3点目「問題発生責任等、部活動の地域移行における課題等について」お答えいたします。

今後、部活動の地域移行を進める際に、練習場所の確保や問題が発生した際の責任の所在等が課題となるものと捉えております。

練習場所については、各中学校を引き続き使用するとともに、市内の公共施設も含めて活動拠点を確保できるように努めてまいります。

また、事故発生時の速やかな対応や、生徒間の人間関係のトラブルなどにも責任をもって対応できるよう準備を進めてまいります。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員、再質問ありますか。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 固定資産税の関係については、その領海にまたがるものだというふうなことで、今後の協議によるというふうな回答だったと思います。海域のことですので具体の線引きというのは実際にはないわけですし、それをどういうふうにして、いわゆるその目測をしながら取り決めていくのか、大変シビアなことだなというふうに思ってます。ですから、この点については、やはり事前の意見調整ということも含めてですね、県を介しながら意見交換会、情報交換会というたぐいのものでですね、情報収集を行っていくということが大変大事なことかなというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

海の境界線については、定まった考え方というのが先行事例もない状況でございます。で、この後既に事業者が確定しております能代・三種町・男鹿市沖において、その沿岸の領海の決め方、そこで協議されると思います。そこが先行事例として出てくるのかなというふうに考えております。その先行事例を見た上で、潟上市としてどのような対応ができるのか、それを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） かなり長期にわたる洋上風力事業ということで、その時期がいつ頃になるのかは想定されてますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

スケジュール的なご質問でございますが、まもなく公募、事業者の公募が行われます。その事業者の公募を経て、事業者が確定し、それから事業者による事業計画が提出され、それによって事業のスケジュールが決まるわけでございます。ですので、いつ頃風車が建つということは明確に現在はお答えできる状況ではないということでございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） いずれ長期にわたる洋上風力の中での一つの懸案事項だというふうに捉えますので、その点については、いわゆる潟上市部分も含めてですね、きちっと

した試算というものをさせていただきたいなというふうに思っています。

それですね、それから質問の2点目が人材育成というふうなことで、これについては産官学というふうなことを含めてですね、今あらゆる事業所関係者がいろんなあの手この手でもってですね人材育成に努めているというふうなことでありまして、先ほど話しましたように、高校なんかにもその働きかけをしているというふうなことであります。

で、この私どもの海域そのものでの経済効果というものは400億円というふうに見込んでまして、人材雇用が3,900人というふうにして県のエネルギー計画の中に出ています。こういう観点から見ましても、やはり一般、高校生、あるいはそれこそ若手のところの部分をですね育成していくというのが非常に大事なんですけども、一般企業に対する働きかけというのはどのようにしてやっていくのか、その辺の方向性について伺います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

県では東芝と包括連携協定を結び、その企業が県内企業を、風力発電事業に参画を希望する企業を訪問し、希望あるいは技術力等の調査を現在行っております。また、本市におきましては、市内企業で同様に事業に参画を希望する事業者がいらっしゃいましたので、私の方で発電事業者と結びつけ、社長との面談を経て、ジーイーや東芝への橋渡しをしていると、そういった状況でございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 先ほど部長の答弁の中に、いわゆる市内企業でもそういう参画していきたいというふうな企業があって、その東芝等々と結びつけていったというふうなお話ありました。やはりその部分が非常にこう大事なところだというふうに思います。

ご承知のように県ではフォーラムを作っています、その参画企業が150ですか、商工会関係も含めて30くらいと、商工会関係が30というふうなことですね。ですから、そういう観点を見ましても、やっぱり私ども潟上市の企業というものがどの辺までそのことをこう、もちろん周知しているんでしょうけども、一般的に聞くのは、私どもは入る余地のないところだと。いわゆる直接にはもちろん大手の事業者が入って、いわゆるそのことを進めていくわけですけども、それをどういうふうにしてマッチングさせながら我が潟上市の企業が参入していくかというところは、大変大事なことだというふうに思います。そういう点ですね、その情報提供というもの、あるいは情報共有というも

のをきちっと、市で持っている情報も、まあそういう商工会関係、あるいは企業関係に流す、あるいは私どものいわゆる企業懇話会ですか、建設協会、この等々のところにもきちっとそういうものがこう伝わっていくような仕組みの中に落とし込んでいかないと、どうも遅れていく、いわゆる後でもう少し我が潟上市の方が、ほかの秋田市からあるよ、隣の男鹿市の方からもっと参入が大きくてですね、潟上市がどうもこう企業が遅れてくるような状況下になれば困りますので、その点についてはきちっとこう対応していただきたいというふうに思います。これについて、ひとつもう一回お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご提言にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私ども情報提供、情報共有、これが最も大事だと考えております。

ただ、風力発電事業におきましては、どうしても認証を受けるという大きなハードルがございます。したがって、認証を受ける前提で取り組んでくださる企業をまずは第一に私ども大手企業に紹介してございます。そこからの派生する外注作業について、なるべく潟上市内においてサプライチェーンが形成されるよう今後も努めてまいります。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 認証を受ける企業というふうなことで、当然その取り組める、いわゆる関わっていただける業種っていうのが限られてくるわけですから、それはまあ当然なんでしょうけども、そこにおいて、私さっき、今回の人材育成のところに必要な部分は、やっぱり人材育成のために県が補助をしていると。で、いろんな資格があると思うんですね。いわゆるここに書いてあるように、海事に対する資格なり、あるいはいろんなメンテナンスの資格なり、そういうものを県が補助をしているという、どこまで補助してるかしておきましても、潟上市としてもそれを後押しするような補助制度というのはやっぱり必要だろうというふうに思います。近隣町村でもそういう補助体系をきちっともってやっているとありますので、それについての考え方をもう一回部長の方から伺います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般社団法人日本風力発電協会では、洋上風力発電事業で必要となるスキルガイドを策定しております。また、県では、このスキルガイドに基づき、日本郵船株式会社との

包括連携協定の中で洋上風力発電協会のニーズに即した人材の育成を始めております。本市におきましては、これらの動向を注視しながら、潟上市ワーキングスキルアップ支援事業などにより資格取得を支援し、雇用の増加に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今部長のお話の中で、潟上市ワーキングスキルアップ事業というのがあると、こういうことなんですね。申し訳ないですけども、その事業の内容についてもうちちょっと具体的に、いわゆる人材育成のために資している事業なのかどうか、その点についてもう一回お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

潟上市ワーキングスキルアップ支援事業でございますが、従業員が資格取得をする際にその費用を支給している企業に対して2分の1を市が補助するものでございます。市で対象となる資格を定めてございまして、現在であれば電気主任技術者などが対象となっておりますが、今後は、先ほど申し上げましたとおりスキルガイドに沿って、洋上風力発電に必要となるそういった資格も対象資格に加えてまいりたいと考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） そういう補助事業があれば大いにこう力強いというふうに思います。

で、洋上風力のところの資格なりをそこに取り込んでいくというふうなことで、併せてですね再生可能エネルギーというもののの中に幅広くですね取り入れていくような、そういう方向性というものを示していただきたいというふうに思います。洋上風力の発電事業のみならずですね、ほかにもいっぱいこうエネルギー事業がありますので、その点をひとつ柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

それからですね、先ほど協議会等でこの洋上風力に対して漁業者との面談も行ったというふうなことです。お話しありました。で、県のエネルギー計画の中に、再生計画の中に、漁業との共生ということがうたってます。で、現実には漁業区域と、いわゆる洋上風力の設置区域というのが、もちろんこう区分がされていると思うんですね。で、それなんですけども、少なくともやはり漁業者は、漁業海域というのが狭まるというのがこれ現実な話なわけです。そういう点です、その地元、この洋上風力に対しての景観なり、漁業に影響なりというものについて併せてですねお聞きいたします。



いかがでしょうか。どのような考え方持っていますか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問にお答えいたします。

協議会の取りまとめの際に、その協議会の中に本市もですけれども、本市の漁業組合の委員長さんも加わっております。そうした中において、今、漁業への影響であるとか漁場の確保については、十分に取りまとめの中で漁業組合が納得した形でまとめておりますので、そうした取りまとめを参考にしながら、今後事業者さんが事業計画を考えていくという流れになっております。

いずれにしましても、やはり今後大規模な施設が建つわけでありますので、非常にその会議の中でもですね漁師さんからの不安であるとか懸念というもの、相当意見も出されております。そうしたものが恐らく今後のその事業計画に反映されていくものと思っておりますので、市としてはまずはその動向を見守りながら今後対応をしていきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 先ほど話しましたように、この大規模計画の中にある洋上風力でありまして、そこに生み出す経済効果というもの、雇用の確保というものは甚大であります。そして併せてですね、そうすれば今言った漁業者のところの立ち位置というものをきちっとこう確保していくというのは大変大事なことだというふうに思います。

で、意見を吸い上げていくという中にですね、やっぱり共生という部分をやっぱり大事にしていきたいというふうに思います。やはりいろんなこの後の何と申しますかね、なかなかこうシビアな問題も出てくるかと思うんです。それがなるかならないか等々も含めてですね、漁業者も不安な部分はもちろんあったり、それから洋上風力を設置した場合については、そこが、設置場所のところは岩礁となって魚の獲る漁獲にも大きく結びついていく可能性もあるというふうなことも報告はありますけれども、それさえも全く不透明なところもあるわけです。そういう点でいけばですね、漁業者の意見というものを、市長を先頭にしながらやっぱりこう吸い上げていって、納得の上ですね、なかなかその部分難しい部分がありますけれども、極力地元漁民の声というものを参酌していただければ大変ありがたいと思います。市長の方からもう一回宜しく願います。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問にお答えいたします。

当然意見取りまとめの中には、漁業との共生という部分、項目として取り上げられておりますので、そういった形で進められていくものと思っております。そうした中で、またこの洋上風力発電事業をいかに地元の雇用であるとか産業との結びつけにつなげていくかというのは、ここまた参入事業者さんの提案内容による部分もありますので、まずはその下地となるそうした参入可能な企業が本市において、まあ既存の企業もですけれども、当然関連産業の誘致というのも視野に入れながら雇用確保には努めていきたいと思っておりますし、当然のことながら、現在もですけれども漁業者さんの皆さんとの話し合いの中においてもですね、市としてしっかりとそういった事業者、その場面においては意見していくという思いというか、そうしたものは漁業組合の方にも伝わっているものと確信しております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 市長の方からも、経済効果と併せて漁業者のいわゆるその保持というものをきちっと進めていきたいというその思いが伝わってきました。どうもありがとうございます。

それから、そうすれば2番目の中学校の部活移行について伺います。

先ほどの答弁の中で令和5年度といたしましたか、その移行を5年度に設定してるというそのお話ありましたが、なぜ5年度なのか、その辺のところについて、いわゆる課題となっているものは何なのか。今取り組むべきところなりというものと、この来年というものを含めてですね、来年、あ、5年度は来年か、来年だすな、だな。その5年度というものを目処にしてですね、きちんとかう進めていく中で、そうすれば課題というものがどういうふうに捉えられているのか。難しさというものはどこにあるのか。それについてもう一回答弁をお願いします。

それからもう一つ、先ほどの答弁の中で、地域の子どもは地域で育てるという、このことからガイダンスが示されているというふうなお話がありました。国の定め、示し方ですからそれはそれなんでしょうけども、少なくとも今現在、中学校部活動については、やっぱり部活というものが従来学校なりでもって掌握されてきた経緯もありますので、その点についての地域において育てるというこの考え方についてどう理解したらいいのか、これについても併せてお願いします。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、その計画が5年度ということにちょっとこう話があったので、そこをちょっと説明いたしますと、スポーツ庁、文化庁のガイドラインが今ちょうどパブリックコメントやってる状態、要は何でこれが遅れたかというのは、スポーツの方が先に先行してまして、その後、文化部、吹奏楽等そういうものが後で来たので、すり合わせをした関係で遅れている状態かと思えます。で、市としてそれに基づいて進めていきたいということで、令和5年度からの策定となるということでご理解願います。

で、地域、まあ課題等ということになるんですが、一般的なことになりすけども、やっぱりご質問であったとおり地域におけるスポーツ指導者の確保、あと、移行先となる受け皿、団体等の整備・支援体制、あと、学校から地域に移った場合にですね、やっぱり保護者の負担等、あと、先ほど質問にあった指導者の責任等、そういうところをまず一つずつ潰していくとか、すり合わせしていく必要があるのではないかとということで考えております。

最後の地域で子どもをまず育成していくということに関しましては、やはり今までは児童生徒数が多くて、学校の先生等も指導者等おったんですが、やはりもう少子高齢化になってもうその指導者もおらないところでは、やはり学校だけの部活ではなくて地域で支え合うとか、こう全体でそのスポーツを、学校のスポーツを推進していくということの考え方と思えます。

以上、説明は以上です。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 指導者確保という点では、民間の団体なり、あるいはスポ少なり、いろんな関係団体にその白羽の矢を立てざるを得ないというこういう現状だと思います。で、大事なことは、やっぱりいかにして子どもたちのスポーツ環境を作っていくのか。そこに至るところの過程というものも含めてですね、きちっと進めていただきたいというふうに思います。

で、具体的にですね、今現在、具体の取組はなされていないというふうな理解をしたんですが、ちなみに3中学校でもって部活の数としていくつあって、大まかでいいですけども、いくつあって、いわゆる指導者が確保できそうなところというのは、天中はどう、羽城はどう、南中はどうというふうに、大体ざっくりとこう説明なりできますかね。分かったらお話しいただきたい。ざっくりでいいですから。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

部活動の数ですけれども、天王中学校ですと体育部が8、文化部が2、ちなみに文化部は美術と吹奏楽です。天王南中学校、体育部が9、文化部が3、計12で、文化部に関しては美術、科学、吹奏楽となっております。羽城中学校は体育部が8、文化部が3、計11で、これも美術、科学、吹奏楽となっております。

その外部指導に関しましては、ちょっと今手元には資料がございませんが、市の方、教育委員会として外部委託のその会計年度任用職員とか非常勤を各中学校に1名ずつ配置している状況となっております。

以上です。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今のお話の中で、3つの中学校でスポーツでは25の部活動があると、こういう理解をしました。で、その民間のいわゆる指導者を依頼していく分についても、それ相当の時間と、やっぱりその経費というものがもちろんかかっていくかと思うんですね。そういう人たちの立ち位置というもの、身分保障というものをどのようにしていくのか。その辺の、いわゆる今回の移行に当たっての指導者のところの処遇ということについてもう一回お聞きします。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 再質問にお答えいたします。

今はほぼ外部指導委員というのは、ほぼボランティアの状態となっております。で、これから地域移行になった場合、一般的に今話されるのは休日等の地域移行、それと合わせて平日の部活もどうあるべきかというのがほかの事例で挙げられておりますので、やはり指導者への、まず先ほど言った指導者の確保においては、指導者の育成、資質向上のそういう研修制度、そういうものの検討が必要かと思えます。併せて、その指導者、やはりボランティアというよりも報酬等に対する財政支援等ができないかとか、そういうところがまず今後協議・検討される部分かと思われまます。併せて、教員の中ではやはり部活動、そういうのをしたいという方もおられると思うので、その場合には兼業制度、そういうものを活用しながら指導者の確保をしたいと考えております。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 今お話のありました研修制度等々含めてですね、そういう指導し

てくださる方々への身分保障というのはやっぱりきちりとしていかなければならないというふうに思います。その辺も含めてですね、急に各種の団体の方に、スポーツ協会なり、あるいはスポ少の団体なりの方に急な話が持ち込まれても大変戸惑うわけですし、そういう意味では、いち早くですね、こういう方向性だけは各学校に伝え、なおかつそのことを受けながら検討委員会等の立ち上げというの、もちろんこう必要になってくるというふうに思います。そういう点でですね遅滞なくこう進めていただきますようお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（小林 悟） これをもって10番鈴木 司議員の質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。25分まで。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番菅原龍太郎議員の発言を許します。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 15番菅原龍太郎です。

通告に従いまして、まず壇上より質問いたします。

9分の3ページをお願いします。

潟上市職員の給与改善と職員研修の充実について質問いたします。

潟上市のラスパイレス指数は、令和元年度が93.4（秋田県内13市中13位、市平均が96.6です。）、令和2年度94.2（秋田県内13市中12位、市平均が96.9）、令和3年度が94.4（秋田県内13市中12位、市平均が96.8、市町村合計の平均が96.6）と低い状態になっております。

消費者物価指数が令和4年10月において前年度比3.6パーセントの上昇となっておりますが、一方、令和4年度の人事院勧告の予定では月例給を0.23パーセントの引き上げ、一時金の支給月数を0.1か月分増と予定されております。消費者物価指数の上昇率に人事院勧告の上昇率が追いついていない状況にあります。市民生活を守り、安全を確保し、日々の職務に精励していただくためにも、秋田県全体の平均値程度まで給与レベルの改善と更なる職員研修の充実をお願いしたい立場から質問いたします。

①給与レベルは、職務分担とともに、職員のやる気を出させる一番重要な労働政策と

考えておりますが、市長は、本市における職員の給与水準についてどのように考えておりますか。

②給与水準改善の方法として、特別昇給、昇給期間の短縮等いろいろな手法があります。財政も厳しい状況の中ではありますが、秋田県全体のラスパイレス指数の平均程度まで潟上市職員の給与改善をする考えはありませんか。

③政府が「人への投資」、「学び直し」を今後予算化すると発表しております。再教育を受けやすい環境を整備するための課題もあるとは思いますが、職員研修の状況並びに職員資質向上の方針についてお伺いします。

④全国の県及び市町村職員と交流を深め、人脈を作り、先進地のアイデアを吸収し、潟上市に役立てるため、市町村アカデミー研修の更なる充実と自治大学校への職員の派遣を毎年継続的に進める考えはありませんか。

⑤ある程度の国家試験の合格者、例えば税理士試験とか司法書士、行政書士等には、定期昇給のほかに一号俸昇給してあげることの明文化をして職員のやる気をあげる考えはございませんか。

以上、市長の考え方をお聞かせください。

次、9分の6です。

第2番目の質問です。潟上市の債権管理条例の制定についてお伺いいたします。

監査委員の令和3年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算書審査意見書の61ページのむすびにおいて、「各税及び使用料の収納については、負担の公平性の確保や受益者負担の原則において、適正かつ確実な収納対策と遂行に努め、各収納業務担当間で連携を図りながら収納未済額の圧縮に取り組まれない。収納事務を行う部署が共通認識を持ちながら、公正かつ効率的に不納欠損処理が実施できる環境整備に取り組むため、債権管理条例等の制定を検討していただきたい。」と述べておられます。

市民負担の公平性を図るために、法律（国税徴収法・地方税法・民法・地方自治法）に基づいた全庁横断的な事務処理の統一を進め、債権管理の一元化に取り組むため、債権管理条例を制定すべきとの立場から一般質問いたします。

市債権はいろいろありますが、今回は私債権の市営住宅使用料についてお伺いいたします。

①令和3年度の不納欠損処分量が198万8,000円ありますが、不納欠損処分を行った使用料の調定年度は。また、それぞれの金額について、不納欠損処分の理由についてお

願いたします。

②市営住宅使用料の私債権は強制徴収権がないため、差押えや公売などは一般債権と同様に裁判手続が必要となるわけですが、裁判手続をした事例がありますか。ないとすればその理由についてお伺いたします。

③市営住宅使用料について、連帯保証人が保証契約（保証人が主たる債務者を連帯して保証債務を負担すること）しておりますが、連帯保証人に市営住宅使用料を請求し、強制徴収を行った事例はありましたか。使用料の請求がないとすればその理由。強制徴収がないとすればその理由についてお伺いたします。

次、④民法第145条に基づき、市営住宅使用料は「時効の援用」がない限り、市の私債権は消滅しません。（時効の完成によって利益を受けるものが時効の完成を主張すること。当事者が時効を援用しない限り、時効の効果は発生しません。）。または債権放棄の方法として、地方自治法第96条第1項第10号に規定されている債権放棄の手続に入り、議会の議決を行った上で不納欠損処理をすべきとされておりますが、債権放棄できる市の条例があれば議会の議決を省き、不納欠損処分できることとなりますが、関係条例は何でしょうか、説明をお願いします。

⑤全ての市債権に当てはまりますが、差押えすべき財産があるのにもかかわらず、強制徴収せず、時効期間が満了し、不納欠損の処理を行った場合、地方自治法第242条に基づき「公金の賦課・徴収を怠る事実」、「財産の管理を怠る事実」があったということで住民監査請求及び住民訴訟が提起され、責任が追及されることとなりますが、そのような事例が他市町村では発生しております。このことに関して、市債権徴収と管理における市長の見解をお伺いたします。

⑥現在、本市では、債権ごとに所管課がそれぞれの判断で、債権管理台帳の作成、督促、催告、納付交渉・納付相談、財産調査、差押え、公売処理・不納欠損処理を行っておりますが、全庁横断的な統一した事務処理基準を持ち、どのような条件で債権放棄をして不納欠損を行うかという基準を明確にする必要があると思います。令和4年度において秋田県地方税滞納整理機構が終了することからも、債権管理の一元化に取り組み、債権管理条例を作成する考えはございませんか。

以上、市長の考え方をお聞かせください。

以上、まず1回目の壇上からの質問を終了いたします。

以上です。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の1つ目「潟上市職員の給与改善と職員研修の充実について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目の「職員の給与水準について」と、2点目の「給与水準の改善について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

給与は、一般的には労働の対価であり、生活の糧となるものであります。職員が所属する組織の一員として、市民福祉の向上を図り、その見返りとして支給されるものであり、働く意欲や人材確保の面においても大きな要因になるものと捉えております。

本市のラスパイレス指数については、県内他市町村と比較すると平均以下となっており、現状では比較的低い水準ではありますが、合併直後と比較すると大幅に改善されております。

本市の給与については、毎年、秋田県人事委員会勧告を参考とし、給料表の改定や各種手当の見直しを行うとともに、給与条例や給与規則等に基づいて適切に昇給を実施しております。また、今後は人事評価結果を昇給にも反映させていくこととしており、このことが給与水準の向上にもつながっていくものと考えております。

次に、ご質問の3点目「職員研修の状況並びに職員資質向上について」と、4点目の「市町村アカデミーと自治大学校の職員派遣について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

今後、少子高齢化・人口減少社会が進行し、情報通信技術が進展していく中、市民の多様な行政需要に的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、従来にも増して職員の資質と能力の向上が重要であると捉えております。

本市では、人材育成の観点から職員の資質向上に向けた基本方針を定めており、「仕事を通じての人材育成」、「多様な研修機会の確保」、「自己啓発に対する支援と動機づけ」、「人材育成と連携した人事管理」の4点を柱に据え、それぞれにおいて取組方策を掲げております。

このうち「多様な研修機会の確保」の取組方策として、新規採用職員を対象とした「事務取扱研修」、役職ごとの「一般研修」、公募による選考または指名による「派遣研修」を体系化し、計画的に実施しております。

令和3年度の職員研修の実施状況は、8科目91名が受講しており、令和4年度は、現時点で82名が受講しております。



また、派遣研修については、令和4年度から新たに作成した人事異動方針において、次年度の派遣先を職員に周知した上で公募を行っており、派遣先としては、国、県、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）を設定しております。派遣研修は、職員にとって幅広い知識の習得や政策形成能力の向上に資する有意義な機会であるとともに、派遣先で生まれた人的ネットワークは市政に還元することを期待できるものでもあるため、今後も、職員の更なる資質向上に向け、継続的に取り組んでまいります。

次に、ご質問の5点目「国家試験合格者の昇給について」お答えいたします。

職務の遂行に有益な資格、知識または技術を自発的に習得しようとする職員に対し、その習得に要する経費の一部について予算の範囲内で助成する制度を設け、資格取得の支援を行っております。取得した国家資格を有効的に活用し、勤務成績が優秀である場合には、人事評価結果に活用し、給与等に反映させることも可能であるため、昇給については一律ではなく、その資格が市民サービスの向上にいかにより有益であるのかの観点から検討すべきものと考えております。

次に、一般質問の2つ目「潟上市の債権管理条例の制定について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「令和3年度の市営住宅使用料の不納欠損処分について」お答えいたします。

令和3年度に不納欠損を行った市営住宅使用料198万8,000円の調定年度は、平成18年度から平成25年度までであります。各年度の調定金額は、平成18年度が12万6,800円、平成19年度が23万7,600円、平成20年度が30万300円、平成21年度が24万9,600円、平成22年度が32万4,600円、平成23年度が34万4,400円、平成24年度が32万4,600円、平成25年度が8万100円で、不納欠損処分の理由は、いずれも債務者本人の死亡に伴う相続人による消滅時効の援用であります。

次に、ご質問の2点目「市営住宅使用料の裁判手続について」お答えいたします。

これまで、裁判による差押えや競売に至った実績はありません。入居者の大部分は、居住の安定を図る必要がある者や、住宅に困窮していることが明らかである者であることから、滞納者のほとんどが差押えをしても現金化できる物件等を有していないため、裁判による手続は現実的ではないものと考えております。

次に、ご質問の3点目「市営住宅使用料の連帯保証について」お答えいたします。

これまで連帯保証人に債権を請求し、強制徴収を行った事例はありません。あくまで

も債務者である使用者本人からの徴収を優先しているため、滞納額発生後は督促状の発行、その後は催告の通知や電話での照会、必要に応じて分納、集金等の納付相談を行っており、連帯保証人とはこれらの事務手続の中で、納付催告の協力依頼や相談結果等の情報共有を行うこととしております。

次に、ご質問の4点目「市営住宅使用料の債権放棄に係る関係条例の有無について」は、現在、市営住宅使用料の債権放棄に係る関係条例は制定しておりません。

次に、ご質問の5点目「債権回収と管理における市長の見解について」お答えいたします。

地方自治法第240条第2項において、債権については、督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置を取るとされておりますが、一方で、同条第3項においては、徴収停止等について規定されております。

訴訟手続による強制執行などをして、債務者や保証人に資力がなく、費用倒れになるなど、徴収を進めることがかえって費用の増大により財政を悪化させることになる事例もあります。時間や費用をかけて債権の回収をすることにメリットがあるかどうか等、個別事案の具体的な事情に鑑みて判断することとなります。本市としましては、今後も法令に従い、適切な手続を実施してまいります。

次に、ご質問の6点目「債権管理の一元化に取り組み、債権管理条例を制定する考えについて」お答えいたします。

債権には、強制徴収公債権と非強制徴収公債権、私債権などがありますが、それぞれ根拠となる法令や徴収方法、時効の援用の有無など、取扱いに大きな違いがあります。また、議員ご指摘のとおり、手続には様々な手順があり、多くの業務量も伴います。これらの性質の異なる債権を管理し、回収するためには、一元管理する部署を設置しただけではその課題を解決することはできないものと考えております。

令和3年度の決算審査において、監査委員からは、債権管理を適切に行うことと、公正かつ効率的に不納欠損処理が実施できる環境整備に取り組むことを目的として、債権管理条例等の制定検討についてご意見をいただいております。

債権管理の適正化は、個別の債権所管課だけでなく、庁内全体の問題であるという意識を共有することが重要であります。個別の債権所管課が適切に債権管理を行うためにも、統一的な処理基準となる債権管理条例を年度内に制定することを目指して準備を進めているところでございます。

市財政の健全化と市民負担の公平性の確保のため、債権管理と回収については、今後も適切に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） まず、1番の潟上市職員の給与改正と職員研修の充実の点についての①です。

給与水準については、低いという認識を共有していただいたということで、まあその程度なんでしょうけども、今日の昼のニュースでも言ってましたけど、消費者物価指数がこのように3.6上がって、給与上がったとしても実質マイナス2.6だと、こういうことでございますけども、まあ来年度、その人事院勧告がまたそれなりに上がるのかなという気はするんですけども、今回、でもちょっとこのラスパイレス指数を見たらちょっとびっくりしたんですけども、結構低いわけでございます。それで、ここら辺は職員の方も皆さんこう分かってるかと思うんですが、一番やっぱり基本となるのは給与ではないかなと、このように考えてるわけございまして、まあ高ければいいというわけでもないんでしょうけども、ここいら辺、もう一回、秋田県の平均程度まで職員の給与を上げていただくという考えについて、もう一度ちょっと教えていただけますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

菅原議員ご指摘のとおり、平均、本市のラスパイレス指数は平均以下ということで、県内の市と比較しても下から2番目ということでございます。そういった中で、先ほどの答弁にもお答えしましたが、給与は一般的に労働の対価であると、生活の糧であります。そういった意味におきまして、市民の税金であるということの認識もございまして。そういった中で、県内の市と比較すると低いという状況にございますが、合併直後から比べればだいぶ改善はされてきておりますので、毎年、秋田県の人事委員会勧告を参考に給与改定も行っておりますので、今後もそのような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 合併当時と比べて上がってるよというのは分かります、私も。それで、まあ今後以降、今ありましたように、各種機会を捉えてラスパイレス指数が市の市町村の平均に近づくような、いわゆる評価とかをして上げていくよと、こういうお

話ですので、その点は宜しくお願いいたします。

それから、4番の市町村アカデミー研修とか、それから、国・県に職員を派遣してると、こういう話で、やっぱり考え方が同じなんですけれども、一番のそのメインというのは、何を勉強したというよりも交流を深めて、いわゆる人脈を作るということが大事かと思えます。私もこの市町村アカデミーには行かさせていただきまして、過去の経験から言いますと、私、税務研修に行ったわけですけども、その同じクラス、やはり全国から来てるので結構こう先進の事例があったわけです。そういうのをこう他市の市町村から、やってることは全部同じでございますので、いろいろそのもらえたと、いわゆる資料をもらえたということで非常にありがたかったということです。

それで、今、職員研修の市町村アカデミーは結構やってると思えますので、これ自治大学校の件をちょっと、3か月の自治大学校についてもうちちょっと詳しく聞きたいんですが、具体的に何名ずつやってるものですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

研修につきましては、市の方で研修計画を策定いたしまして、それに基づいて職員の研修を実施しております。で、先ほど菅原議員がおっしゃられたように、研修したことで人的ネットワーク、こういうのが一番大事であるというふうに私も考えておりますので、そういった研修に積極的に参加させるということと、それから自治大学校のことについてでございますが、今年度から予算を盛りまして計画しておりましたが、なかなか職員の派遣する時期だとかそういったところで派遣にまだ至っていない状況でございます。

今後その自治大学校には、職員の業務の多寡等もございまして、そういったところを勘案しながら、継続的に研修の方をさせたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 今、自治大学校とか国とか県とかに派遣をしてるということで、自治大学校はこれからですよと、こういうことなんですけど、3か月ということで、そこにこう穴ができるという皆さんのカバーというのが非常に大変かとは思われます、実際には。思われますが、実は昭和でも先輩でこう自治大学校に行った方が数名おります。それで、その人からよく話聞くんですけども、その中で例えば秋田県の職員とか国の職員がいたと。まあ若いとき行ってますからね。それで、それがこう年度が上がっていく

ことによって、例えば補助金の仕方だとか仕事とかの仕方について、新しい仕事が出てきたという場合に非常に聞けると。いわゆる人脈が大事だよと、こういう話がありますし、また私もそう思いますので、何とかひとつこの自治大学校の職員は非常に何といたしますか、期間も大変ですし、皆さんのサポートする方のあれも非常に大変だと思いますけれども、何とかひとつできるだけこういう機会を捉えて職員の研修、まあやっかみが出るかもしれませんが、一応それを振り払ってやっていただければうれしいなど、こういう気持ちで発言しましたので、その点についてどう考えるか、ひとつ部長お願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

菅原龍太郎議員おっしゃるとおりでございます。職員にとってはとても有意義な研修だと思います。で、自治大学校の研修につきましては3か月のものもありますし、様々期間も研修する科目も様々ございます。そういった中でどういった研修にやるのが一番有益であるのか、また、人事、人脈的などところを培うのも研修の目的だろうと思いますので、そういった形で研修をこの後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 次、5番に移ります。

ある程度の国家試験について経費を補助してるよと、こういうことでございますが、経費の補助を受けた方が具体的に何人いて、どれぐらいの金額だったとかということと、その、ある程度、まあ何でもかんでもっていうわけにいかないでしょうけれども、国家資格の合格者ってというのはどれぐらいいるもんなんですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

この資格取得制度は令和2年度から制度を開始したものでございまして、これまで3名の職員が資格を取得しております。で、これ補助の上限が研修の受講料、それから資格検定料の合計の2分の1で上限5万円としております。そういった中で、これまで3名で10万5,000円の補助金、補助を交付しているという状況でございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） すいません。ちなみに、これ3人いるっていうことですが、

具体的な国家資格の名前ちょっと教えてもらえますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 具体的な資格につきましてはちょっと手元に資料がないんですが、まず記憶のあるところでは社会福祉士の資格について受講しております。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ある程度、例えば税理士試験っていえば非常に難しいわけですが、そういうのを取ったら1号俸上げてやるよってというのがこう何か具体的にあると、非常にこうまたやる気が出るのかなと、こう思いまして質問してるわけでございます。ひとつ、後で検討していただければと思うんです。

次に、潟上市の債権管理条例についてお伺いいたします。

まず、1番の住宅使用料の私債権の内訳は、まず分かりました。これについてはまた戻って聞きたいんですが、2番目の裁判手続につきましてなんですが、各種インターネットを見ますとですね、私やったことないんですが、結構大阪市とかいろんなところでもそこまで手を突っ込んでやってる事例が結構ございます。それで、裁判所にまずこういう場合どうすればいいのかっていうことを聞きにいきましたか。そこちょっとお伺いしたいです。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

私の記憶する限りにおいては、裁判所にそのような、市営住宅の使用料について裁判所に相談したという記憶はございません。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 各種インターネットで調べますと、140万円以下っていうのは簡易裁判所だそうです。今は郵送でもいいそうで、その郵送でこういう理由だということの雛形がありまして、それに基づいて書いてやって滞納明細をつけてやれば、それで裁判所の方で相手に対して督促状をやってくれると。それで2週間以内に音沙汰がなければ、もうその添付資料くれるそうですので、それで差押え、いわゆる給料差押えだとかってできると、こういうことでございますので、140万円以上になりますとちょっと手続が面倒になるということなんですが、ここいら辺、その経費等云々と、こういう

ふうな話をしていますが、例えば法務局行くにしても、今、公用の市長の判子さえあれば全部無料でやれるわけですね。それで裁判所というのは法務局のすぐ近くじゃないですか。だから行くついでに、私としてはいわゆる鴻上市全体の中でやっていただけないものかなという気がします。ということです。まずこれについては、まず希望ということであります。

それから、連帯保証人についてなんですが、それから主たる債務者の話なんですが、ある大阪の方の市の話なんですけれども、インターネットに載ってたんですが、要するに委託、31年間でいわゆる不納欠損処分しなかったのが、3億5,000万円だそうです。37年分1,100件で、いわゆる未納額が5億2,000万円だそうです。それで、一律に弁護士事務所に回収、要するにその手数料、もらったやつ、20パーセントとか25パーセントという契約でもらったやつ、まあサラ金みたいなもんだすども、お金をもらうということだそうです。これで、連帯保証人というのは、これ職員ですからすぐ分かると思いますけども、連帯保証人というのは催告の抗弁権とか一切ないわけですので、連帯保証人と主たる債務者と合わせて一律に督促状を発送したそうです。その文面の中には、当然払わなければいわゆる裁判関係まで進むよと、まあこういう内容でございましたけれども、1か月半で4,200万円が回収されたそうです。したがって、これがいいか悪いかは別といたしましてですね、そこいら辺の努力がちょっと足りないんじゃないかなという私は気がするんですけども、その点いかがなもんですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、菅原議員が大阪の方の実例を出していただいたんですけども、ちなみに市営住宅、鴻上市の市営住宅の現在収入未済額というのは3,780万円ほどございます。で、一時28年度には4,680万円ほどまで行ってまして、それ以前につきましては、やはり毎年収入未済が増えていってるという事実からしてもやっぱり努力が足りなかったんじゃないかということを言われますと、まあ数字として表れているという現状がございます。ただし、29年度からはどんどん下がって行ってまして、約900万円ほど収入未済額は減っていったということで、現在、督促等々ために未納の人と連絡を取り合ったり、公正証書の作成であったりということで、毎年収入未済額は減っていったという現状がありますので、ここ五、六年につきましては、それほど菅原議員がおっしゃるような職務の上で努力が足りないんじゃないかというようなことには当たらないんじゃないか

というふうに考えておりますので、今後も菅原議員の言われた例も勉強させていただいて、収入未済が少なくなるようにこれからも努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 連帯保証人に対して請求しなかったと。いわゆる主たる債務者だけだと、こういうことですけども、これそうすると、これ何で連帯保証人にその実印まで押させて印鑑証明を取ってやるのか、私にはよく分からないんですが、まあある聞くところによれば連帯保証人になってくれる人は結構な著名人だということで、仮に亡くなったとしてもですね、それは相続という、まあ限定承認とか相続放棄とかそういうのになれば別ですよ、別ですけども、本来、確かにその住宅使用料、市営住宅使用料から低所得云々ということだ、分かりますけども、そこいら辺の何ていいますか、せっかく連帯保証人をつけてる意味といいますか、その点についてはいかが考えるものですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

菅原議員のおっしゃるとおり、連帯保証人についても債務を債権者と同様に負担するという義務があるのはそのとおりでございます。で、今まであくまでもまず債権者である使用者本人からの徴収、まず優先してやってきたために、その連帯保証人の方に請求した事例はまずなかったということでございます。で、現在につきましては、まだその連帯保証人に請求まではしてないわけですけども、連帯保証人の方にも連絡をして、連帯保証人とうちの方でこう連携して債務者の方に納めていただくように努めてもおります。今後はもちろん強制執行できるような物件がある場合等があればやっていきたいんですけども、まあこの連帯保証人につきましても裁判所の手続がなければ強制執行等できませんので、そこら辺は慎重にやっていきたいとは考えておりますけれども、菅原議員おっしゃるとおり、これは連帯保証人についても請求するということが一般的な事例ではあると思っておりますので、今後この連帯保証人についても逐次こう現状を連絡していきたいと考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 連帯保証人のこの裁判まで行くのは経費がかかるから云々という最初の説明でしたけれども、私やってみないと分からないんじゃないかと思うんです



よ。それで、経費は、このインターネットでの説明ではそうかからないと思うんですよ。いわゆる銀行へ行くとかっていうことは結構私もやりましたけども、別に大した難しい話でもないんで、ここいら辺はお願いしたいと思います。

それから、いわゆる時効の援用のために時効援用した方っていうのは、これいらっしやらないという考え方でいいのかな。1件もなかったですか。弁護士から何か書類が届いたとかっていう事例はありませんでしたでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度不納欠損した2件につきましては、いずれも本人死亡により相続人の方にその延滞があるよというか債権があるよということをお伝えして、その結果、相続人からいずれも消滅時効の援用の申し出があったために今回不納欠損をしたということでございますので、事例としては2件あるということでございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） まず時効の援用する場合は書類でちゃんと受け付けして綴じておくってことがこれ大事だろうと思いますし、またやってるかなとはこれは思います。

それで一番大事な点なんですけど、地方自治法第96条第1項第10号にですね、法律もしくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することはだめだよと、こういうふうにして書いてるわけですよ。それで、ここにはね、その書いてありますように、8ページの、9分の8の上の方ですけども、これ議会の議決を省くことはできないんじゃないですか、これ法令違反なんじゃないかなと思いますけども、私ら反対するわけじゃないので、これ一旦議会にかけてから不納欠損すべきだったんじゃないんでしょうか。一番大事な点です。そこいかが考えますか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

地方自治法の96条のお話になるかと思うんですけども、この私債権につきましては、援用しない限り債権が消滅しないということでございます。で、逆に言いますと援用したことによって債権が消滅することになりますので、その場合については議会の議決を必要としないということでこちらの方では不納欠損処理を行ったということになります。

それ以外の事例につきましては、個別案件として議会の方に提案して議決をいただくということが必要かと考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ここ何でちょっと強く言うかということなんですが、要するに債権管理条例の中に、条例ですから、その中にですね生活保護法の適用を受けたとか、今言ったいわゆる時効の援用だとか債務者が行方不明だとか、いわゆる連帯保証人がいわゆる限定承認したとか債権放棄したとか、それから破産手続に会社法で入ったとか、そういう事例をこう挙げてですね、その条例がただ作ればね、作れば、これは地方自治法に違反するものではありませんので、ほかの自治体はそれがメインとして考えてるわけでございますよ。だからそこいら辺について、ちょっとこれ今からでもいいですので、これ議会に、債権放棄の手続のために議会の議決は後先なるかもしれませんが、こちら辺、市長どのように考えますか。これやっていただくってわけにはいかないものなんですかね。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

時効の援用については先ほど建設部長がお答えしたとおりでございます。債権管理条例につきましては、先ほども答弁いたしましたように現在鋭意策定作業中でございます。で、先ほど菅原議員がおっしゃられた債権放棄の考え方を条例に盛り込むことで考えておりますので、そういったところも今検討中でございますので、今ご指摘あった点についても条例に盛り込むかどうか調査・研究していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 条例に盛り込んでいただければこれも納得できますし、またそれはそれでいいかと思えます。それは来年度の不納、来年度か、令和5年、ごめんなさい、令和4年度の欠損処分するときまでにあればできるかなと思えます。ただ、今回の件につきましてですね、あくまでも地方自治法と相入れないかと思うんですが、その点について市長さんいかが考えますでしょうかということ、私としては議会の最終日でもいいので、別に反対するものでございませぬので、不納欠損を議会の議決にかけるといふ考えはございませぬでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

時効の消滅時効の援用が成立した場合におきましては、議会の議決は必要ないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ちょっと待ってください。中で2件だけって言いましたよね。ほかのやつはいいんですか、その考え方で。時効援用したわけじゃないでしょう。書類あったら見せてください、それじゃあ、それ百七十何万についてね。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず今回不納欠損した2件に、2件というか2名ですね、2名の方につきましては、時効の消滅時効の援用が成立しておりますので、これはまず議会にかける必要がないと。で、その他のものもございますので、それにつきましては個別案件で議会にあげるか、債権管理条例を制定して報告するか、いずれかの措置をとらなければいけないということであると思っております。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 債権管理条例は作った後から施行されるわけですよね。それは間違いないですよね。私言ってるのは、この令和3年度の不納欠損処分についてやり方がちょっと順序違うんじゃないかということ言ってるわけです。

皆さんが住宅使用料を徴収するために非常にご難儀されてるってのは分かります。ただ、あくまでもやっぱりほかの市町村と同じように、これは粛々と法令に従って不納欠損処分すべきでなかったのかということ言いたいわけです。その点について市長いかが考えますでしょうか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

この令和3年度の2名につきましては、ああ、3年度につきまして、2名の方々につきましては時効の援用が成立しておりますので、その時点で不納欠損ができるということになりますので、そのことはご理解いただきたいと。ほかのものにつきましては、菅原議員おっしゃるとおり債権管理条例なり、個別案件なりで議員の皆様からこう議決していただいたり、報告しなければいけないということはそのとおりでありますけれども、

今回の不納欠損した2件については、時効の援用が成立した時点でもう債権が消滅しておりますので、議会の議決は必要ないということでございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 2件について私とやかく言ってるわけじゃないです。その他以外のやつで、その議会にかけないで不納欠損したことについて、何回も言いますけども、管理条例でこういうのを落とすというのはこれからの話ですよ、作った後の話、それよりさかのぼって施行するっていうことはないと思いますので、その点を聞いているわけです。ちょっとしつこいかな。そこら辺ちょっと分かっていただけないかなという気がするんですけども。かけるだけでいいのではないかと思うんですが、その点お願いします、最後にあと。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度不納欠損した額が198万8,000円ですけれども、収入未済額の3,780万円についてはそのまま債権として残っているということでございます。

○議長（小林 悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） どうも私の質問が悪いのか、わざと答弁をはぐらかしてるかのどっちかしかあり得ないと思うんですが、まあこれ以上、私別に責めるつもりじゃなくて、言いたいのは要するに債権管理条例にこういうのを盛って、しかもその横の連絡を取ってうまく例えば差押えだとか銀行さ行くとかっていうのは、こう一緒の事例ですので、そういうのをまとめてやっていただけないでしょうかと、こういう趣旨で、何ぼでもそうすると効率化が図れるんでないだろうかという話をしてるだけでございますので、そこいら辺はご理解いただいております。お願いしたいということです。

あと答弁要りません。結局言っても同じですので、ちょっと残念だったんですが、まずこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって15番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日12月7日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いいたします。

どうもご苦勞様でした。

午後 3時24分 散会

